

2021年1月14日

お客様各位

城東テクノ株式会社

西日本営業部

緊急事態宣言発出に伴う営業時間変更についてのお知らせ

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。政府より特措法に基づく緊急事態宣言が再発令されたことを受け、弊社といたしましては新型コロナウイルスの感染予防、及び感染拡大防止の観点から当面の間下記の通り営業時間を変更させていただきますことをご連絡申し上げます。

尚、受注業務に関しましては、納期回答等に通常よりお時間を要することや従来通りの対応が困難となることも予想されます。大変恐縮ではございますが、納期に余裕を持ってご発注いただけますようお願いいたします。

お客様におかれましてはご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象拠点

- ・ 大阪支店（金沢出張所・京都出張所・姫路駐在所・高松出張所の受注業務を含みます）
- ・ 名古屋営業所
- ・ 福岡営業所（鹿児島出張所の受注業務を含みます）
- ・ 京都出張所
- ・ 姫路駐在所

2. 実施期間

2021年1月15日（金）より当面の間

3. 営業時間

（旧）9：00～12：00、13：00～17：30

（新）9：00～12：00、13：00～16：30

今後の状況につきましては、都度ご報告させていただきます。

以上